



宮 崎 県 公 報

平成24年1月10日(火曜日) 第 2351 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則

○ふぐ取扱条例施行規則の一部を改正する規則… (衛生管理課) 1

告 示

○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護事業所)の指定… (国保・援護課) 12

○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護支援事業所)の指定… (") 13

○民有林の保安林の指定… (自然環境課) 13

○建築基準法に基づく道路の位置の指定… (建築住宅課) 13

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請… (蛸・鱸・鰯課) 13

頁

○宮崎県労働委員会補欠委員の推薦手続… (労働政策課) 14

○肥料の登録の有効期間の更新… (営農支援課) 17

○土地改良区の役員の就任の届出… (農村整備課) 17

○土地改良区の役員の就退任の届出… (") 17

○土地改良区の役員の退任の届出… (") 18

○家畜人工授精講習会修業試験の合格者… (畜産課) 18

○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し… (管理課) 18

○開発行為に関する工事の完了… (建築住宅課) 18

○落札者等の公告… 19

収用委員会告示

○収用の裁決手続の開始決定… 19

正 誤

○平成23年10月20日付け県公報(号外第78号)中… 21

規 則

ふぐ取扱条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年1月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第1号

ふぐ取扱条例施行規則の一部を改正する規則

ふぐ取扱条例施行規則(昭和34年宮崎県規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(免許申請) 第1条 ふぐ取扱条例(以下「条例」という。)第5条の規定によりふぐ処理師の免許を受けようとする者は、ふぐ処理師免許申請書(別記様式第1号)に、次の書類を添えて知事に申請しなければならない。 (1)～(3) [略] (4) <u>写真</u> (最近3月以内に撮影した正面脱帽半身像で、縦3.5センチメートル、横2.6センチメートルのものであって、裏面に撮影年月日及び氏名を自書すること。) (受験願書)	(免許申請) 第1条 ふぐ取扱条例(以下「条例」という。)第5条の規定によりふぐ処理師の免許を受けようとする者は、ふぐ処理師免許申請書(別記様式第1号)に、次の書類を添えて知事に申請しなければならない。 (1)～(3) [略] (4) <u>同一写真2葉</u> (最近3月以内に撮影した正面脱帽半身像で、縦3.5センチメートル、横2.6センチメートルのものであって、裏面に撮影年月日及び氏名を自書すること。) (受験願書)
第8条 試験を受けようとする者は、ふぐ処理師試験受験願書(別記様式第6号)に、次の書類を添えて知事に提出しなければならない。 (1)・(2) [略] (3) 条例第11条第2号の規定に該当する者は、第12条に規定する施設において2年以上食品の調理加工の業務に従事したことを証する当該施設の所有者又は管理者の証明書及び第13条に定める講習基準の科目及び時間数を記入した受講証明書	第8条 試験を受けようとする者は、ふぐ処理師試験受験願書(別記様式第6号)に、次の書類を添えて知事に提出しなければならない。 (1)・(2) [略] (3) 条例第11条第2号の規定に該当する者は、 <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者であることを証する書類</u> 、第12条に規定する施設において2年以上食品の調理加工の業務に従事したことを証する当該施設の所有者又は管理者の証明書並びに第13条に定める講習基準の科目及び時間数を記入した受講証明書

(指定施設)

第12条 条例第11条第2号に規定する知事が指定する施設は、次のとおりとする。

- (1) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第 229号）第35条第1号、第14号から第16号まで及び第33号に掲げる営業を行う施設
- (2) [略]

(指定施設)

第12条 条例第11条第2号に規定する知事が指定する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第 229号）第35条第1号、第14号から第16号まで及び第32号に掲げる営業を行う施設
- (2) [略]
- (3) 食品等取扱条例（昭和26年宮崎県条例第21号）第3条第2項第1号の製造業の施設のうち、鮮魚介類（生きているものを除く。）及びその製品を取扱う施設

(認証申請)

第16条 条例第16条第1項の規定によりふぐ処理業者の認証を受けようとする者は、ふぐ処理営業認証申請書（別記様式第9号）に、次の書類を添えて知事に申請しなければならない。

- (1) 専任のふぐ処理師の免許証の写し
- (2) 施錠できる専用の不浸透性の容器の写真（縦12.0センチメートル、横 8.0センチメートル以上の大きさのもの）
- (3) 食品衛生法（昭和22年法律第 233号）に基づく営業許可を有する施設にあっては当該施設に係る許可証の写し、食品等取扱条例に基づく製造業の登録を有する施設にあっては当該施設に係る食品等取扱証票の写し

(ふぐ処理営業認証台帳記載事項)

第17条 条例第18条第1項のふぐ処理営業認証台帳に記載する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 認証番号及び認証年月日
- (3) ふぐ処理営業を行う施設の名称及び所在地
- (4) 専任のふぐ処理師の氏名及び登録番号
- (5) 認証書の再交付及び書換えの年月日及び事由
- (6) 認証の取消しその他の処分年月日及び事由

(認証書)

第18条 条例第18条第1項のふぐ処理営業認証書（以下「認証書」という。）は別記様式第10号によるものとし、同条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申請者の氏名
- (2) 認証番号及び認証年月日
- (3) ふぐ処理営業を行う施設の名称及び所在地
- (4) 専任のふぐ処理師の氏名及び登録番号

(認証書の再交付)

第19条 条例第18条第3項の規定により認証書の再交付を受けようとする者は、ふぐ処理営業認証書再交付申請書（別記様式第11号）に、き損の場合にあってはその認証書を添えて、知事に申請しなければならない。

2 前項の規定により認証書の再交付を申請した後、亡失した認証書を発見したときは、速やかにその認証書を知事に返納しなければならない。

(認証書の書換え)

第20条 条例第18条第3項の規定により認証書の書換えを受けようとする者は、ふぐ処理営業認証書書換え交付申請書（別記様式第12号）に、専任のふぐ処理師を変更した場合は新たに専任のふぐ処理師として記載する者の免許証の写しを、ふぐ処理営業を行う施設の名称を変更した場合は第16条第3号に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

(地位の承継)

第21条 条例第19条第2項の規定により相続によるふぐ処理業者の地位の承継の届出をしようとする者は、相続によるふぐ処理業者の地位の承継届出書（別記様式第13号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（1） 戸籍謄本

（2） 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意によりふぐ処理業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の承継同意書（別記様式第14号）

2 条例第19条第2項の規定による届出は、合併（分割）によるふぐ処理業者の地位の承継届出書（別記様式第15号）に、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書又は分割により当該営業を承継した法人の登記事項証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

（廃業の届出）

第22条 条例第20条の規定による届出は、ふぐ処理営業廃業届（別記様式第16号）を知事に提出しなければならない。

（表示事項）

第23条 条例第22条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする

○

（1） 内臓を除去し、皮を剥いだふぐ（以下「みがきふぐ」という。）については、処理年月日、処理業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに原料としたふぐの種類（ナシフグを原料としたものにあつては漁獲された海域。次号において同じ。）

（2） みがきふぐ以外のふぐ加工品については、原料としたふぐの種類及び加工年月日、ロット（一の製造期間内に一連の製造工程により均質性を有するように製造された製品の一群をいう。以下この号において同じ。）の番号等のロットが特定できるもの

（書類の経由）

第24条 [略]

（書類の経由）

第16条 [略]

別記様式第8号の次に次の8様式を加える。

様式第 9 号 (第16条関係)

ふぐ処理営業認証申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

ふぐ取扱条例第16条第1項の規定により、ふぐ処理業者の認証を受けたいので、次のとおり申請します。

ふぐ処理営業を行う 施 設 の 所 在 地	
ふぐ処理営業を行う施設 の名称、屋号又は商号	
営 業 の 種 類	
許 可 ・ 開 設 年 月 日	年 月 日
許 可 ・ 登 録 番 号	第 号
1 日 平 均 の ふ ぐ 処 理 数 量	
専任のふぐ処理師の 氏名 (登録番号)	

- 添付書類
- 1 専任のふぐ処理師の免許証の写し
 - 2 施錠できる専用の不浸透性の容器の写真(縦12cm×横8cm以上のもの)
 - 3 食品衛生法施行令第35条第1号、第14号から第16号まで及び第32号に掲げる営業に係る許可証の写し又は食品等取扱条例に基づく製造業に係る食品等取扱証票の写し

様式第10号(第18条関係)

第 号

ふ ぐ 処 理 営 業 認 証 書

- 1 申請者氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

- 2 ふぐ処理営業を行う施設の名称、屋号又は商号

- 3 ふぐ処理営業を行う施設の所在地

- 4 専任のふぐ処理師の氏名（登録番号）

上記につき、ふぐ取扱条例第16条第1項の規定により認証したことを証します。

年 月 日

宮崎県知事

様式第11号(第19条関係)

ふぐ処理営業認証書再交付申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

ふぐ処理営業認証書を紛失(き損)したので、ふぐ取扱条例第18条第3項の規定により、再交付を申請します。

ふぐ処理営業を行う施設の所在地	
ふぐ処理営業を行う施設の名称、屋号又は商号	
認 証 番 号	第 号
再 交 付 理 由	

備 考

認証書をき損した場合にあつては、当該認証書を添えること。

様式第12号(第20条関係)

ふぐ処理営業認証書書換え交付申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

ふぐ処理営業認証書の記載事項に変更がありましたので、ふぐ取扱条例第18条第3項の規定により、認証書の書換えを申請します。

ふぐ処理営業を行う 施 設 の 所 在 地	
ふぐ処理営業を行う施 設の名称、屋号又は商号	
認 証 番 号	
変 更 事 項	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 の 理 由	
変 更 年 月 日	年 月 日

備 考

専任のふぐ処理師を変更した場合は新たに専任のふぐ処理師として記載する者の免許証の写し、ふぐ処理営業を行う施設の名称を変更した場合は許可証又は食品等取扱証票の写しを添えること。

様式第13号(第21条関係)

相続によるふぐ処理業者の地位の承継届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所

届出者

氏 名

年 月 日生

相続によるふぐ業者の地位の承継があったので、ふぐ取扱条例第19条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

被相続人との続柄		
被相続人	氏 名	
	住 所	
相続開始の年月日		
ふぐ処理業を行う施設の名称、屋号又は商号		
ふぐ処理業を行う施設の所在地		
認 証 番 号	第	号

添付書類 1 戸籍謄本

2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により登録業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の承継同意書

様式第14号(第21条関係)

承 継 同 意 書

年 月 日

相続人 様

住 所

同意者

氏 名 ⑩

あなたがふぐ処理業者（
て次のとおり同意します。

）の地位を承継することについて

被 相 続 人	氏 名	
	住 所	
相 続 人	氏 名	
	住 所	
ふぐ処理営業を行う施設 の名称、屋号又は商号		
ふぐ処理営業を行う 施設 の 所 在 地		

様式第15号(第21条関係)

合併 (分割) によるふぐ処理業者の地位の承継届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

主たる事務所の所在地

届出者 名 称

代表者氏名

合併 (分割) によるふぐ処理業者の地位の承継があったので、ふぐ取扱条例第19条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

合併により消滅した法人又は分割をした法人	名 称	
	代表者の氏名	
	主たる事務所の所在地	
合併・分割の年月日		
ふぐ処理営業を行う施設の名称、屋号又は商号		
ふぐ処理営業を行う施設の所在地		
認 証 番 号	第	号

添付書類

合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人の登記事項証明書

様式第16号（第22条関係）

ふぐ処理営業廃業届

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出人 住 所

氏 名

（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

ふぐ処理営業を廃業したので、ふぐ取扱条例第20条の規定により、次のとおり届け出ます。

ふぐ処理営業を行う 処理施設の所在地	
ふぐ処理営業を行う施設の 名称、屋号又は商号	
認 証 番 号	
廃 業 理 由	
廃 業 年 月 日	年 月 日

添付書類 ふぐ処理営業認証書

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

告 示

宮崎県告示第10号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年1月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社石山自然塾	宮崎県都城市元町28番地2	デイサービスたかじょう	宮崎県都城市高城町石山字池平39番地3	平成23年11月1日
株式会社トータル・ケアサービス	宮崎県都城市上川東二丁目31番地19	デイサービスやまのくち	宮崎県都城市山之口町富吉字向原2907番地	平成23年11月1日
株式会社ソートフル	宮崎県都城市高崎町大牟田1215番地22	ヘルパーステーション優癒	宮崎県都城市高城町大井手2166番地1	平成23年11月1日
株式会社ソートフル	宮崎県都城市高崎町大牟田1215番地22	デイサービス楽癒	宮崎県都城市高城町大井手2166番地1	平成23年11月1日
株式会社子供未来研究所	宮崎県宮崎市老松一丁目3番12号	デイサービスさんさん	宮崎県都城市久保原町4街区43号	平成23年12月1日
株式会社ライフアップ	宮崎県延岡市片田町31番地7	デイサービスセンターおはな	宮崎県延岡市片田町31番地7	平成23年10月1日
有限会社クオール	宮崎県宮崎市橘通東五丁目7番18号	喜多郷ひばり	宮崎県日南市北郷町北河内8874番地	平成23年11月15日
株式会社みすず	宮崎県日向市東郷町山陰辛 576番地1	デイサービスみすず	宮崎県日向市東郷町山陰辛 576番地1	平成23年11月1日
有限会社	宮崎県日向	ハッピー介	宮崎県日向	平成23年

くろき	市美々津町3672番地	護サービスくろき	市美々津町3672番地	11月1日
特定非営利活動法人日向さつき会	宮崎県日向市浜町一丁目65番地	デイサービスふりい	宮崎県日向市浜町一丁目65番地	平成23年12月1日
医療法人雅会	宮崎県宮崎市島之内7309番地	訪問介護事業所なのはな	宮崎県西都市新町一丁目66番地	平成23年10月1日
医療法人雅会	宮崎県宮崎市島之内7309番地	通所介護事業所さくらスクール	宮崎県西都市新町一丁目66番地	平成23年10月1日
合同会社生活設計	宮崎県西都市下三財1548番地	デイサービスひなた	宮崎県西都市下三財1548番地	平成23年11月4日
株式会社西日本福祉サービス研究所	宮崎県都城市中原町32街区1号	グループホーム正寿の光	宮崎県北諸郡三股町蓼池4607番地1	平成23年12月1日
株式会社スプラウト	宮崎県西諸郡郡高原町西麓 427-1	二葉薬局高原	宮崎県西諸郡郡高原町西麓 427-1	平成23年12月1日
株式会社ステップワン	宮崎県児湯郡高鍋町南高鍋 862番地	デイサービスもくれん	宮崎県児湯郡高鍋町南高鍋 862番地	平成23年11月8日
医療法人社団慶城会	宮崎県日向市塩見 11652番地	三日月原ショートステイ	宮崎県児湯郡郡農町川北字三日月原1141番地5	平成23年11月1日
株式会社かがやき	宮崎県西臼杵郡日之影町分城 112番地	デイサービスあくた高千穂店	宮崎県西臼杵郡高千穂町三田井字長崎6314番地5	平成23年12月1日
株式会社フジエントプライズ	宮崎県延岡市浜砂二丁目10番29号	デイサービスセンターふじ	宮崎県西臼杵郡高千穂町三田井6593番地2	平成23年12月1日

宮崎県告示第11号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年 1月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社ソートフル	宮崎県都城 市高崎町大 牟田1215番 地22	居宅介護支 援事業所ゆ うゆ	宮崎県都城 市高城町大 井手2166番 1	平成23年 11月 1日
株式会社 樹	宮崎県串間 市西浜一丁 目21番地 2	株式会社 樹 居宅介 護支援事業 所	宮崎県串間 市西浜一丁 目21番地 2	平成23年 8月 9日
合同会社生 活設計	宮崎県西都 市下三財15 48番地	居宅介護支 援 ひなた	宮崎県西都 市下三財15 48番地	平成23年 11月 1日
合同会社慈 愛	宮崎県児湯 郡高鍋町北 高鍋4741番 地 1	居宅介護支 援事業所ク ラーレ	宮崎県児湯 郡高鍋町北 高鍋4741番 地 1	平成23年 11月11日

宮崎県告示第12号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成24年 1月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市北郷町郷之原字谷之城口乙 188-1、乙 189-1、字谷之城日平乙 227-2、乙 233-3 から乙 233-5まで、乙 237-3、乙 237-4、字谷之城乙 238、乙 241、乙 245、乙 248-2から乙 248-4まで、乙 249-8、乙 249-11、乙 249-19、乙 249-21、乙 249-22、乙 249-25、乙 249-28、乙 249-32、乙 249-40、字岸之河内乙 364-14、乙 364-15、乙 364-17、乙 364-20、乙 364-21、乙 364-37、乙 364-38、乙 364-42、乙 364-58、乙 364-60、乙 367、字岸之河内奥乙 453-6、乙 453-8、乙 454、字岸之河内口乙 479-1、字桜原乙3032-1、乙3034、乙3035-3、乙3036-2、乙3037-2、乙3043-1、字大谷乙3057-4、乙3064-1、乙3064-2、乙3076-1、乙3076-3、字富士原乙3082-1、乙 3106-1、字寺之河内乙3134-17、乙3137-1、乙3138-1、乙 3138-2、乙3140-11、字下城谷乙4040-2、乙4040-4、字城谷乙4060-1、乙4070-4、乙4070-6、乙4074、乙4080、乙4086-1、乙4086-3、字平八重上甲1411

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字岸之河内乙 364-17・字岸之河内奥乙 453-6・乙 454（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び那珂珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第13号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成24年 1月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年 月 日
			幅員	延長	
(西都) 23-2	兒玉和男	西都市大字三宅字 竹之脇2279番地先 里道	4.00 ～ 4.60	21.30	平成23 年11月 24日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成24年 1月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

申請 年月 日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成 23年 12月 15日	特定非営利 活動法人た かざき星を 見る会	蓑部 樹生	宮崎県都 城市高崎 町大牟田 1178番地 46	この法人は、 宮崎の豊かな自然環境である海洋、河川、山地、平地及び大空を、これらの自然と交わる歴史・文化と併せて、広く宮崎県民が親しめる場を提供する事業を行い、もって、自然環境の保全に関する認識を高め、併せて、

				県民の文化振興 ・地域活性化に 寄与することを 目的とする。
--	--	--	--	---

第39期宮崎県労働委員会使用者委員（小河原正嗣）から辞意の表明があったため、労働組合法（昭和24年法律第 174号）第19条の12第 3 項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第 231号）第21条第 1 項の規定により補欠の使用者委員を任命するので、使用者団体に委員の候補者の推薦を求める。

平成24年 1 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 任命する補欠委員の数

使用者委員 1 人

2 推薦できるものの資格

使用者委員の候補者を推薦する資格のあるものは、宮崎県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか、又は業務の主要な部分である使用者団体であること。

3 推薦される候補者の資格等

労働組合法第19条の12第 6 項において準用する同法第19条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

なお、国家公務員法（昭和22年法律第 120号）第 104条、地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第38条、国会法（昭和22年法律第79号）第39条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第 6 条等の法令により兼職の制限又は禁止の規定のあることに注意すること。

4 推薦する委員の候補者数

候補者の数は、制限しない。

5 推薦期間

平成24年 1 月10日（火曜日）から平成24年 1 月17日（火曜日）まで

6 推薦の方法

使用者委員の候補者を推薦しようとする使用者団体は、次の書類を提出すること。

ア 推薦書（別記様式第 1 号） 1 部

イ 推薦する使用者団体の規約又は定款の写し 1 部

ウ 被推薦者の履歴書 1 部

エ 委員候補者調書（別記様式第 2 号） 1 部

7 推薦書類の提出先

宮崎県商工観光労働部労働政策課、宮崎県日南県税・総務事務所、宮崎県都城県税・総務事務所又は宮崎県延岡県税・総務事務所に提出すること。

様式第 1 号

推 薦 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地

団体名

代表者氏名

㊟

第 39 期宮崎県労働委員会の補欠委員（使用者委員）の候補者として、次の者を推薦します。

(ふりがな) 氏 名	年 齢	所 属 団 体 名 及 び そ の 地 位	備 考

添付書類

- 1 委員候補者の履歴書
- 2 委員候補者調書（別記様式第 2 号）
- 3 規約又は定款の写し

様式第 2 号

委 員 候 補 者 調 書

欠格条項について

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けるまでの者

私は、上記のいずれにも該当しておりません。

委員就任内諾について

私は、第39期宮崎県労働委員会使用者委員に任命されたときは就任することを内諾いたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

肥料取締法（昭和25年法律第 127号）第12条第 2 項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成24年 1月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の 規 格	生 産 業 者		登 録 の 有 効 期 間
					名 称	所 在 地	
宮崎県第 923号	混合有機質 肥料	混合有機質 肥料 331	T N 3.0 T P 3.0 T K 1.0	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とおり その他の制限事 項は公定規格の とおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941 番地	自 平成 3 年 1 月14日 至 平成27年 1 月13日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量、T P : りん酸全量、T K : 加里全量

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、田野町村内地区土地改良区（宮崎市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成24年 1月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	湯 地 英 徳	宮崎市田野町甲9889番地
副理事長	石 黒 長 男	宮崎市田野町甲9899番地 2
理 事	石 黒 文 男	宮崎市田野町甲8272番地
理 事	曾 地 久 義	宮崎市田野町甲8241番地 1
理 事	野 崎 和 男	宮崎市田野町乙 12719番地
理 事	新 坂 光 治	宮崎市田野町甲2017番地
理 事	宮 原 伸 洋	宮崎市田野町甲 10754番地
理 事	河 野 一 郎	宮崎市田野町甲3802番地
理 事	松 山 充 徳	宮崎市田野町甲 10840番地28
理 事	日 高 敏 雄	宮崎市田野町甲9905番地イ号
総括監事	井手上 幸 博	宮崎市田野町甲 10824番地 4
監 事	森 國 俊	宮崎市田野町甲9902番地 1

(任期：平成24年 3月31日まで)

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、漆野原土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次の

とおり届出があった。

平成24年 1月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	松 元 文 行	小林市野尻町大字紙屋 967
理 事	有 留 千 文	小林市野尻町大字紙屋 534- 1
理 事	松 元 修	小林市野尻町大字紙屋 530- 138
理 事	棚 橋 道 夫	小林市野尻町大字紙屋 633- 5
理 事	野 元 正 洋	小林市野尻町大字紙屋 611- 6
理 事	徳 永 繁	小林市野尻町大字紙屋1699
監 事	有 木 政 人	小林市野尻町大字紙屋 741
監 事	伊 藤 正 春	宮崎市高岡町浦野名4910- 79

(任期：平成25年 4月 9 日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	松 元 文 行	小林市野尻町大字紙屋 967
理 事	有 留 千 文	小林市野尻町大字紙屋 534- 1
理 事	大 迫 秀 樹	小林市野尻町大字紙屋 735- 9
理 事	棚 橋 道 夫	小林市野尻町大字紙屋 633- 5
理 事	徳 永 繁	小林市野尻町大字紙屋1699
理 事	宇 藤 順 一	小林市野尻町大字紙屋 507

監 事	有 木 政 人	小林市野尻町大字紙屋 741
監 事	平 田 佐 利	宮崎市高岡町浦野名5019-2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、黒沢津土地改良区（小林市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成24年 1 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	阿 多 寛	小林市南西方6411番地

平成23年10月26日から12月 1 日までに実施した家畜人工授精に関する講習会の修業試験の合格者は、次の受講番号のとおりである。

平成24年 1 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 2 3 4 5 7 8 9 10

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成24年 1 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-20)第 160号	(株)川正建設	本部 喜好	宮崎県宮崎市大字塩路字大久保 523-3	一般	管工事業	平成23年11月28日付けで廃業した旨の届	平成23年11月28日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第3917号	太平洋建設(株)	鈴 健三	宮崎県宮崎市大字本郷南方字上無田3507-21	一般	土木工事業	平成23年11月25日 "	平成23年11月25日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第5294号	(有)北辰建設	祝園 則雄	宮崎県東諸県郡国富町大字八代北俣2353	一般	管工事業、造園工事業	平成23年11月14日 "	平成23年11月14日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第8784号	真貴興業(株)	金子 則子	宮崎県延岡市古川町 507-1	一般	土木工事業	平成23年11月22日 "	平成23年11月22日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第3931号	小浦鉄筋工業	小浦 廣光	宮崎県えびの市大字原田2163-7	一般	鉄筋工事業	平成23年11月28日 "	平成23年11月28日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第6055号	宮原建設	宮原 作美	宮崎県都城市太郎坊町 6804-2	一般	土木工事業、大工工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	平成23年11月29日 "	平成23年11月29日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第6662号	曾木建築	曾木 久幸	宮崎県小林市須木大字下田1016	一般	建築工事業、大工工事業	平成23年11月30日 "	平成23年11月30日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-21)第 11012号	(株)ワークスイケダ	池田 真悟	宮崎県宮崎市大字恒久 5030-6	一般	内装仕上工事業	平成23年11月30日 "	平成23年11月30日(全廃業)

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 2 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成24年 1 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
西都市大字茶臼原字轟 941番 1、946番 3 の一部、947番 2 の一部	宮崎市大字島之内2752番地 社会福祉法人信和会

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成24年1月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
宮崎県児童相談所関連業務管理システム構築業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県福祉保健部こども政策局こども家庭課家庭福祉担当 宮
崎市橘通東2丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年11月22日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通エフ・アイ・ピー株式会社九州支社
福岡市博多区博多駅南2丁目1番9号
- 5 随意契約に係る契約金額
36,645,000円
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める
政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号に基づく随意
契約

正

誤

平成23年10月20日付け県公報（号外第78号）中

ページ	行	誤	正
2	28	<u>5</u> まで	<u>4</u> まで
2	42	資本の	<u>資本</u> の
2	42	資本金の	<u>資本金</u> の
13	9	事業実施実施書	事業実施報告書

--	--